

奈良県訓令第一号

各部 課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月三十日から施行する。

平成二十二年六月十七日

奈良県知事 荒井 正 吾

第四条の二第一項及び第二項中「（職員以外の者で当該子の同居の親族であるものが、当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。）」を削る。

第三号様式の二中

「	
2 請求に係る子の同居親族の状況 (請求者本人を除く。)	☐ 有 氏 名 (子との続柄) () () () () () ☐ 無
3 請求に係る期間	年 月 日 から

年齢	請求に係る子を養育できない理由
歳	
歳	
歳	
歳	
歳	
年 月 日 までの	

「
2 請求に係る期間
を

年 月 日 から 年 月 日 までの

「4」や「3」 「5 備考」や「4 備考」に「5」を記入する

「2について

(1)この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。

(2)請求者以外の同居親族が請求に係る子を養育できないことが分かるよう具

※「子を養育できない」とは次の例示のいずれかに該当する場合等をいう。

- ・就業又は就学していることにより養育が困難である場合
- ・負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である場合
- ・産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）又は産後8週間

(3)この様式にすべての親族を記入できない場合は、別紙を添付すること。

3について

遅出勤務をする必要がある曜日すべてにレ印を記入すること。

5について

体的にその状況を記載すること。

「2について
 遅出勤務をする必要がある曜日すべてにレ印
 4について

に改める。
を記入すること。

L

「□ 子の同居の親族である者が、当該子の養育ができることとな

☐ その他の理由により遅出勤務をする必要がなくなった

を「□ その他の理由により遅延勤務をする必要がなくなった」に改める。

第十二号様式の中

「☐深夜勤務
☐時間外勤務」

を

「☐深夜勤務
☐時間外勤務

職員の勤務時間、休暇等に関する

☐第2項 ☐第3項

条例第9条の3

に、

☐ 深夜において就業している。

☐ 有

(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当)

☐ 就業している。(時間外勤務の制限を請求す

☐ 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により

☐ 産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14

☐ 上記のいずれにも該当しない。

☐ 無

するときのみ記入)

る場合で、該当するときのみ記入)

週間)又は産後8週間以内である。

└

□有

- ☐ 深夜において就業している。
- ☐ 負傷、疾病、身体上又は精神
- ☐ 産前8週間（多胎妊娠の場合
- ☐ 上記のいずれにも該当しな

を

☐ 無

神上の障害により養育が困難である。

合にあっては 1 4 週間）又は産後 8 週間以内である。
い。

に給ふ、^{（中）} 出

産予定日」や「「出産予定日」の□」^{（中）}「この欄は、子を養育するための請求の」や
「この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限の請求をする」^{（中）}「就業している」
や「深夜において就業している」^{（中）}「就業日数」や「深夜における就業日数」^{（中）}
に給ふ。

第十二号様式の六中

「☐ 深夜勤務
 ☐ 時間外勤務」^{（中）}や

「☐ 深夜勤務
 ☐ 時間外勤務
職員の勤務時間、休暇等に関
 ☐ 第 2 項 ☐ 第 3 項

に給ふ「ものが」や「ものが深夜において常態として当該子を」
する条例第 9 条の 3

に給ふ。